

港湾運送事業法

1. 案内情報

- ① 手続名： 事業の相続の認可
- ② 手続根拠： 港湾運送事業法第18条第4項
- ③ 手続対象者： 港湾運送事業者
- ④ 提出時期： 相続人が港湾運送事業を引き続き営もうとするとき
- ⑤ 提出方法： 申請書を作成、添付書類を付し、
 - ・ 一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業については、港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局海事振興部港運課等（運輸支局又は海事事務所がある場合は運輸支局又は海事事務所を経由することができる。）
 - ・ 検数事業、鑑定事業又は検量事業については、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局海事振興部港運課等（運輸支局又は海事事務所がある場合は運輸支局又は海事事務所を経由することができる。）に提出して下さい。
- ⑥ 手数料： なし
- ⑦ 記載方法： 相談窓口にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 添付書類・部数： 相談窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：

北海道運輸局海事振興部貨物・港運課	011-290-1013
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
関東運輸局海事振興部港運課	045-211-7215
中部運輸局海事振興部貨物・港運課	052-952-8014
近畿運輸局海事振興部貨物・港運課	06-6949-6417
神戸運輸監理部海事振興部貨物・港運課	078-321-3147
中国運輸局海事振興部貨物・港運課	082-228-3690
四国運輸局海事振興部貨物・港運課	087-825-1184
九州運輸局海事振興部港運課	092-472-3157
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836
- ② 受付時間： 相談窓口にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口： 提出先にご相談下さい。
- ④ その他： 運輸支局又は海事事務所があるかどうかについては、提出先にお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準： 港湾運送事業法第6条第1項
- ② 標準処理期間： 処分権者が国土交通大臣のもの 3ヶ月
処分権者が地方運輸局長等のもの 2ヶ月
- ③ 不服申立方法： 行政不服審査法の規定による。